

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

常議員会の定員を40名に増員

司法改革関連特別基金会費の徴収期間延長は否決

昨年12月2日、横浜情報文化センター6階情文ホールにて当会の臨時総会が開催された。なお、開会予定時刻には開会定足数を満たしていなかったため、定足数要件が緩和されるまでの30分間を利用して、日弁連副会長の水地啓子会長による本年度2回目の日弁連会務報告が行われた。

確保に事実上多くの労力を要していること、当会の常議員の割合が他会に比し低きに失するものではないことからすると、上記増員は時期早尚である。また、関連する他の条文の検討、整備の必要を考えると、とりあえず5名を増員し、漸次増員するのが妥当である。

質疑・応答、討論

主として若手会員の意見を集約するという観点から50名に増員すべきとする意見が相次いだ。これに対し、小野会長は、定員数は制度論、意見集約の在り方は運用論として分けて考えるべきであり、とりあえず5名を増員して様子を見るべきであるとの考えを示した。

採決

修正動議が提出され、①定数を50名とする修正案、②原案、の順に採決がなされた。その結果、修正案は僅差で否決され、原案が3分の2を超える賛成を得て可決された。

【第2号議案】

第2号議案は、平成27年3月までとされている司法改革関連特別基金会費(本特別会費)の徴収期間を5年間延長するこ

臨時総会開催のご案内
日時 平成27年2月25日(水)13時
場所 横浜情報文化センター6階
情文ホール



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

とを主な内容とする会規改正議案である。

提案理由

司法改革関連特別基金(本特別基金)からの支出の主なもの法律援助特別基金への繰出しであり、法律援助特別基金から具体的に支出している法律援助事業は、刑事被告人弁護士援助事業、少年保護付添人援助事業及び子ども援助事業である。本特別会費の徴収が終了すれば、平成26年6月の国選付添人制度の範囲拡大による支出減少を考慮に入れて平成33年度ころには本特別基金は枯渇すると予想される。

質疑・応答、討論

原案に反対しない疑問を呈する意見の論拠は大

しかし、「司法改革」は多岐的で、今後そのための支出の必要が生じ得るが、一般会計による対応は困難で、一定の特別基金確保は重要である。また、司法改革関連諸制度の確定前に本特別会費徴収が終了すると、新たな制度を再構築するのに手間取り、必要な対応が遅れる可能性がある。従って、現制度の存続が望ましいが、延長期間としては、諸制度の確定を見極めるため、5年間のふさわしい。

質疑・応答、討論

一部改正の件など6議案
昨年4月に公布された改正「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」により外国法律事務弁護士のみを社員とする外国法律事務所を創設することを認めることを受けて、会則にこの新たな外国特別会費に関する根拠規定を設ける等、会則や規程について必要となる改正等を行

別して次の2点であった。①本特別基金からの主な支出が法律援助特別基金への繰出しであれば、法律援助特別基金ないし法律援助事業の財源枯渇の問題として検討すべきである。②被疑者国選制度及び国選付添人制度の更なる拡充は目前であり、平成33年ころに本特別基金が枯渇するとの認識には疑問がある。

【第3号ないし第5号議案】

その後、神奈川県外の災害発生地域から県内に避難してきた被災者に対する当会の支援に明文の根拠を与えるための会規改正議案(第3号議案)、国選弁護士名簿の種類及び登録要件等を規則に委任する会規改正議案(第4号議案)、懲戒委員会委員及び予備委員を選任する第5号議案を可決して、今回の臨時総会は閉会した。

採決

採決の結果、原案は反対多数により否決された。

【第7号議案】

小規模弁護士会助成に関する規程(会規第40号)中一部改正の件
小規模弁護士会における財政的基盤を確立するため、基準会員(会則第95条の4第1項の規定に基づき日弁連の会費の免

日弁連臨時総会開催 7議案を審議、いずれも可決

昨年12月5日、弁護士会館において、日本弁護士連合会の臨時総会が開催された。

【第1号ないし第6号議案】

会則中一部改正(外国法律事務弁護士法人制度創設、会則会規等の制定改廃の公示方法及び見出し)の件、外国特別会費(本規程(会規第25号)中

うもの。

いずれも賛成多数で可決された。

除を受けている会員を除いた弁護士である会員)が100人までの会に対しての助成の枠組みは維持しつつ、基準会員が100人を超え200人以下の小規模弁護士会協議会構成弁護士会にも年間100万円を上限として助成を行う等の変更を行うもの。

賛成多数により可決された。

山ゆり

「四十にして惑わず」などというけれど、この仕事をしていると、人は年齢に関わらず惑うものだなと思う。私自身のことも含めて▼「惑う星」と書いて惑星。星と星の間を彷徨うかのごとく複雑に動く。まさに「惑う星」そのものであるが、実際には、惑星は各々の軌道上をきちんと公転しており「惑う」などない。同じく公転する地球との位置関係から、複雑な動きをしているように見えるだけなのである。空の理は人とは違ってもあれ、その惑星たちが見ごろである。月と同様、肉眼で気軽に楽しめる天体観測のお話▼ま

自殺者の減少をめざして

暮らしと「」の

相談会開催

昨年12月13日、貧困問題対策本部自死問題対策部会では、9月に引き続き「暮らしと」の相談会を実施した。この相談会は、神奈川県からの地域自殺対策緊急強化交付金を受けており、弁護士の外、臨床心理士と精神保健福祉士が同席し、法律問題だけでなくこの問題もワンストップで相談できるものを目指している。

毎回たくさんの相談希望があり、今回も当初9組の枠を設けていたところ、予約が殺到したため急遽5組追加して対応した。

前回9月の相談会から、相談会終了後に約1時間、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士がそれぞれの視点から、当日の相談についての意見を交換する場を設けている。相談会だけではなく、このような意見交換の場を作ることで、自殺対策に重要と言われる専門職間の連携強化につながっている。

当部会では、2月14日に、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士だけでなく、行政やNPOからも参加を募り、高齢者や引きこもりの若者など、自殺リスクの高い事案について、事例検討会を企画する予定である。弁護士だけでは解決困難な事案についても、様々な社会資源を知り、連携できれば、容易に解決できる事案も多いと思われる。

相談会終了後の意見交換の様子

自殺対策基本法が施行されてから8年が経過し、神奈川県でも、平塚市、相模原市、川崎市と、徐々に自殺対策条例も作られている。日本全体においても、神奈川県全体においても、確実に自殺者数は減少してきており、これからも自殺者数減少に少しでも貢献できるよう、引き続き活動していきたい。

(公員) 小野 通子

被害者の方々に

有用な情報を

原発事故損害賠償相談会開催される

ほぼ2か月に1度のペースでこれまでに合計24回、損害賠償請求に関する説明会及び相談会を開催してきた。昨年の最後となる12月6日は、福島原発被害者支援かながわ弁護士団と連携し、同弁護士団が説明会を、引き続き東日本大震災災害対策チームが相談会を開催し、損害賠償請求のための情報提供と個別の相談を行った。

原発事故に基づく損害賠償請求については、基準が一義的ではなく、東京電力の発表している基準と原子力損害賠償紛争解決センターの行っている仲介で示される解決基準が異なり、複雑で分かりづらい。原子力損害賠償紛争審査会の策定する指針なども、当初公表された第一次指針から平成25年12月の中間指針第四次追補まで内容が随時補充・修正されており、流動的な状況が続いている。このような状況下で、最新の正確な情報を確認しつつ、被害者の方々に分かりやすく提供していくことには大きな意義がある。

また、このように基準が多義的で錯綜した状況において、被害者の方々の生活実態に合わせて本来あるべき損害賠償のあり方について考え、発信していくことは、原発事故という未曾有の事態に對峙する法律家に課せられた使命ですらある。

被害の回復にはほど遠い状況にありながら、時間の経過とともに社会的な関心が徐々に薄れつつあるのが現状である。そのような中で、被害者の方々にどのようにして有用な情報を的確に届けることができるか。従来のやり方にとらわれない、弁護士会としての活動の仕方を模索中である。

(東日本大震災災害対策チーム事務局長 本田 正男)

大改正迫る！ 民法(債権法)改正連続講座にご参加を

昨年8月、民法(債権関係)の改正に関する要綱(仮案)以下「仮案」が決定され、その後の条文化作業等を踏まえて12月には要綱原案(その1)が示された。改正の実質的な内容は(約款を除き)これでほぼ固まったと言っている。

は約200に及び、その内容も5年の審議を経ただけの重みのあるものとなっており、実務に変更をもたらすような改正も多岐にわたって存在する。我々弁護士は当然その全容の把握が不可欠であるが、施行間際になつてからの付け焼き刃の勉強ではとても間に合いません。

そこで、司法制度委員会では、「民法(債権法)改正連続講座(全5回)」と銘打って、昨年11月より毎月、民法の研究者と法制審の審議を5年間フォローし続けてきた当委員会委員を講師として、仮案の内容や、それが実務へ及ぼす影響について解説を行う研修会を開催している(なお、横浜国立大学からは、当会との包括連携協定に基づいて講師を派遣していただいている)。

昨年11月の第1回講座(講師・宮澤俊昭横浜国大教授、松本崇会員)では、錯誤や消滅時効を中心に民法総則全般を取り上げ、また、12月の第2回講座(講師・渡邊拓会員

委員長 林 薫男)

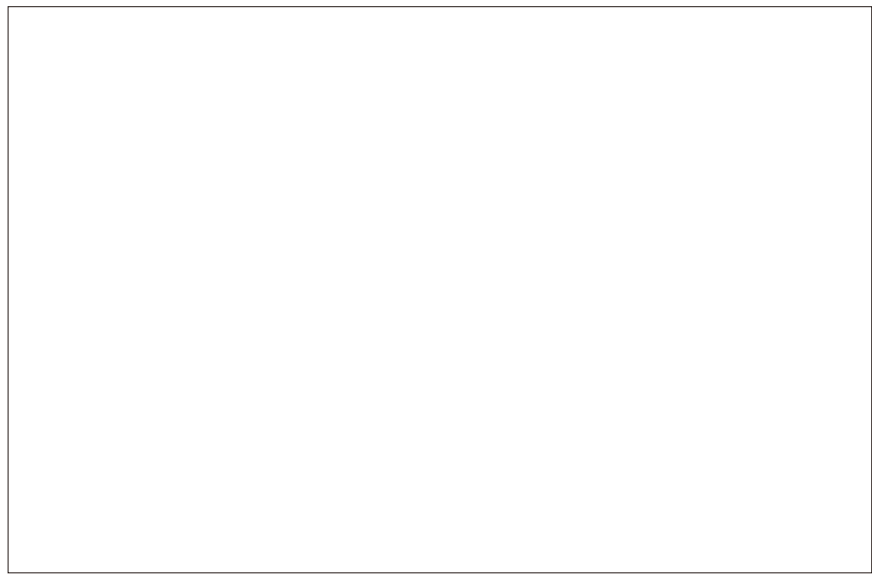
熱のこもった解説をする講師陣

少年実務研修会

少年事件関係各機関の実務家らによる 意見交換会

昨年12月11日、少年事件実務研修会が行われた。当日は、講師として佐々木亮横浜家庭裁判所

裁判官をはじめ鉄島清毅横浜少年鑑別所主席専門官、福井太一横浜家庭裁判所主任調査官をお招き



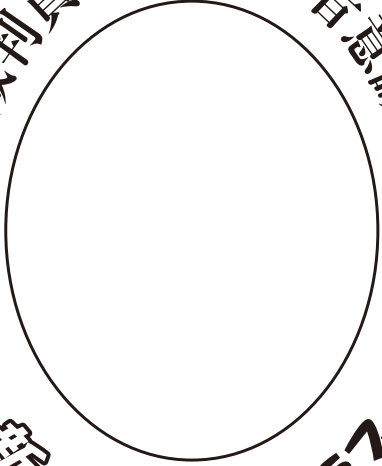
し、当会子どもの権利委員会の金子祐子委員とともに、事件受理から処遇決定までに、それぞれの立場でいかなる検討・調査・活動が行われているかについて宇野真由美委員(司会)のもと隔達な意見交換が行われた。

少年との面会等に関して、福井主任調査官によれば、少年の考えをフィードバックし、あるいは少年の言葉を単に繰り返して鏡の役割を担うなどして、少年自身が自分を客観的に見られるように配慮しているとのことであった。また、鉄島主席専門官は、限られた情報の中で、少年が見ている風景を想像し、考えを共有できるように努めると述べた。

それぞれの立場、役割は違いますが、少年の人格を尊重しつつ、気質

や個性に合わせたペースで、内省を深めるように付き添うことの重要性が共有された。この「内省」に関して、金子委員は、少年自身が自ら答えを見つけていけるように配慮する事が重要であると述べ、少年の個性に応じて、付添人としての考えを示し、あるいは両親との関係調整のために付添人主導で動いた上でフィードバックすることももあるなど具体的な活動方法も示された。最後に、佐々木裁判官は、付添人は刑事弁護人とは違い、少年の再発防止のために言うべきことを言わなければいけない大変な立場であるとし、付添人の役割や重要性に敬意を表しつつ、今後の少年事件実務の発展につき期待を述べた。(会員 雲田 直輝)

裁判員制度と当事者意識



私は何事においても「当事者意識」が重要だと思っている。仕事しかりスポーツしかり。というのも、その意識がないと物事を真剣に考えないからだ。

きちんと考えることで自分の生活や周囲にも還元しようとするを思い知った。

児が遺棄された事件では、裁判員の1人が「最近幼い命を奪う事件が増え、関心があった。そのとき、この制度は司法に新しい視点を与えた一方で、裁判員に社会問題などに対する当事者意識も与えているのだと思った。役目を終えた裁判員の大半がいい機会だったと評価することも、よく聞かされる。

無関心時代などといわれる今。私もニュースを受け取る人々に当事者意識を持って見聞きしてもらえよう、まずは自らがその意識を決して忘れないで臨みたい。

(テレビ)神奈川 報道部 柳館 拓也

そうした当事者意識を持つという点で、裁判員制度は一度に参加することで生活を豊かに変えていけたらいい」と話している。虐待の末に女

遠距離 何のその

理事者室 だより

副会長 古田 玄

突然であるが、私の勤務先事務所は小田原市内であり、自宅も県西地域にある。そのため、副会長職に就いた昨年4月から、必然的にほぼ毎日、事務所または自宅から当会会館まで片道約1時間30分から45分をかけて通勤することになった。新幹線や特急踊り子を利用してすることもあり、ちょっとした小旅行である。他の副会長は、

近づくにつれ、副会長の職務を通じて自分の視野が広がる等、得ているもの大きさを考えれば、「遠距離遠距離」と愚痴っているのはどうかと自分でも思うようになってきた。そう言えば、私が駆け出しの弁護士の頃、支部の先輩弁護士から「遠距離であることを会務をやらない言い訳にしてはいけない」といった趣旨のご忠告を受けたことがある。その時は、「そんなものか」と深く考えていなかったが、今思えば、あれは肝に銘ずべき箴言であった。

何かあると「ちよっと事務所へ」と言ってきたり、自分の仕事をやらなければならぬというところから再び会に舞い戻って来るということができるが、私の場合はそういう訳にいかない。顧問先から緊急の相談が入っても、即座の対応は難しいので、事務所の同僚弁護士に全てお任せ状態である。往復3時間から3時間半の通勤が毎日ということになると、通うだけでも結構大変な負担であることは確かであり、時々他の副会長が羨ましくなる。ただ、任期が終わりに

場なのだろうか?と要らぬ妄想に浸っていたのをよく覚えている。もちろん実際は抽象的な議論などではなく、弁護士会の規則改正や会長声明、法律相談センターや研修制度のあり方に至るまで、弁護士会で日夜発生する重要な事項を毎回審議し議決している。弁護士会の抱えるホットな懸案が議案という形でタイムリーに表れてくるのは他ではなかなか得がたい体験であるし、例年は常議員会速報で一瞥していただけの内容が諸先生方のこれだけの手間と時間を掛けて議論されているものなのだ

ジョウギンカイ?

会員 小川 敦司 (58期)

私の修習生時代、修習先の弁護士から「これからジョウギンカイ行ってくるから。じゃ。」と聞いたのが、私が常議員会という存在を知ったきっかけであった。最初は何の集まりなのかさっぱり想像できず、その場にポツンと残された私は乏しい知識から必死に「: 仗義?」などと漢字変換を引っぱり出し、高徳な弁護士達がなやまら高尚な議論を繰り広げている

ただ、任期が終わりに場なのだろうか?と要らぬ妄想に浸っていたのをよく覚えている。もちろん実際は抽象的な議論などではなく、弁護士会の規則改正や会長声明、法律相談センターや研修制度のあり方に至るまで、弁護士会で日夜発生する重要な事項を毎回審議し議決している。弁護士会の抱えるホットな懸案が議案という形でタイムリーに表れてくるのは他ではなかなか得がたい体験であるし、例年は常議員会速報で一瞥していただけの内容が諸先生方のこれだけの手間と時間を掛けて議論されているものなのだ

一方で、ベテラン・若手の隔てなく活発な質問や意見が飛び交う議案も少なくなく、どちらかというと周囲に流されやすいタイプの私などはその都度勉強させていただきながら四苦八苦してなんとか参加しているというのが実情でもある。こうして常議員として最初の任期でまだまだ発展途上の私ではあるが、残された任期をできるだけ事前に資料を読み込んで数多く出席し、また次の任期につなげられればと今は強く願っている。

常議員会

年末恒例

協同組合バザー

瞬く間に完売

昨年12月19日、当会会館にて、年末恒例の協同組合によるバザーが開催された。バザーにおいて重要な作業は2つ。商品の集荷と当日の販売である。

まず、商品の集荷は、昨今の弁護士業界の経済的苦境が影響してか非常に苦戦したが、組合員のみならず、戦場(?)のような光景

昨年12月19日、当会会館にて、年末恒例の協同組合によるバザーが開催された。バザーにおいて重要な作業は2つ。商品の集荷と当日の販売である。

まず、商品の集荷は、昨今の弁護士業界の経済的苦境が影響してか非常に苦戦したが、組合員のみならず、

次に、当日の販売であるが、最も早い方は会館オープン前から並んでおり、バザー開始時間には長蛇の列ができていた。そして、バザー開始。扉と同時に大勢の方々がフロアに流れ込み、それ

の多大なるご協力、特に川崎支部組合員の強力な後押しを受け、何とか例年のノルマを達成することができた。本紙面を借りて、感謝申し上げます。

バザーであげた収益は、若手組合員への六法の無償交付、弁護士会館の備品購入等の資金に充てられる。筆者も一組合員として、本収益の有効活用を望む次第である。

2014年度バザー 実行委員会委員長 坂本 正之

それ目的の商品コーナーに駆け込んで、商品の争奪戦が繰り広げられた。特定の商品の売れ行きが悪いとみるや否や、筆者の指示により値下げ。すると、そのコーナーに人が集まり、瞬く間に商品が売れていく。バザー自体はものの30分程度で終了したが、戦場のような光景を目の当たりにした。

新人弁護士奮闘記

弁護士登録してから、丸2年が経過した。弁護士になりたててホヤホヤの新人弁護士でも、ひとたび弁護士という肩書がつけば、専門家としてのアドバイスが求められる。依頼者の質問は、事件の見通しから細かい

手続に関する内容まで多種多様であり、刑事事件の被疑者からは、「先生、同種事件のご経験は?」と尋ねられることもしばしばであった。

最初の頃は、「知りません」「初めての被疑者

答えようとしたものの、結局、「あなたでは埒が明かない」と言われ落ち込んだこともあった。自分が知らないことに向き合う緊張と不安を常に抱え、あの回答で良かったのだろうかと思問自

依頼者から聞かれたことが、弁護士であれば当然わかっているなければいけないことなのか、それとも他の弁護士でも知らないことが判断できなかったから。徐々に経験を積むと、その区別がつく

に携わらせていただきたい。それでも、まだまだ経験は浅く、堂々と「わからない」と答えられない域には達していないので、相変わらず頭を悩ませ続ける日々を送っている。

そんな時に心強いのは、同期の存在である。同じ悩みや経験を共有し、今更聞けないような些細な疑問でも気軽に相談できる仲間と楽しく過ごす時間は、私にとって貴重な時間となっている。

今後も、依頼者の不安を取り除き少しでも安心を届けられる弁護士になれるよう、少しずつ経験を重ねていきたい。

「わからない」と答えられないようになるまで...

65期 会員 宇野 知子

国選なのでわかりません」とはとても言えず、事前にかき集めた知識を振り絞って必死に対応した。時には、不動産の競売手続に関する質問に

答しながら事務所に戻る時に思い出したのは、修習でお世話になった指導担当弁護士の言葉である。「新人の頃は、『わからない』と答えて良いのか不安だった。それは、

よくなってくる」この言葉を思い出すと、肩の力が抜け、気持ちが少し楽になった。

この2年間、事務所では、破産事件を中心に、ボスと一緒に様々な事件

常議員会議長杯ゲット!

1月号4面記事「三室紹介シリーズ第3回 事務局運営室」について、筆者が記載されていませんでしたので訂正してお詫びいたします。

三室紹介シリーズ第3回 事務局運営室 筆者 会員 佐藤 裕

この原稿を書いているのは成人式の頃。事務所の外では、イベント終了後の新成人と思しき若者たちが賑やかだ(少々うるさい)。20年経てば誰でも成人するのに何故祝うのか、などど屁理屈をこねて式典を欠席した30年位前を思い出している。

編集後記

デスク 久保 義人
記者 田鍋 智之
大関 亮子
須山 園子
久保田 辰
飯島 麻樹

法曹忘年ゴルフ

渡邊寛一会員が優勝



昨年12月17日、法曹ゴルフ毎年恒例の忘年ゴルフが磯子カンツリークラブにて開催された。

忘年ゴルフは毎年新ペリア方式(ハンデキャップが隠しホールでのストローク数に応じて設定される)で行われ、その順位は実力だけでなく運によっても左右される。

当日は、爆弾低気圧による強風で、ショットだけでなくグリーン上でも影響があるラウンドになったが、初参加も含め合計20人の会員が参加し、盛況となった。

優勝は磯子カンツリークラブで初めて80台を出した渡邊寛一会員。前半43、後半46と安定したゴルフを展開し、若手の意地を見せつけた見事な優勝であった。準優勝は82でベストグロス(最小打数プレーヤー)ながらわずかに0.2ポイント差で破れた井上雅彦会員、3位はお酒のおかげで(?)後半38と爆発した尾立孝司会員であった。

冷え切った体を湯船で温めた後は、磯子カンツリークラブ名物の中華料理に舌鼓を打ちながら表彰式が行われ、常議員会議長杯が池田陽子会員から渡邊会員に贈呈された。

法曹ゴルフでは、毎月県内の名門コースで月例会コンペを開催している

法曹の腕を磨いている。法曹ゴルフは厳しく堅苦しいイメージがあるが、和気藹々とした会なので、ゴルフに自信がある方、自信はないけれど好きな方、優しい先輩と仲間良くなりた方は、是非筆者又は幹事の武藤一久会員までご連絡を頂きたい。

(会員 成田 信生)

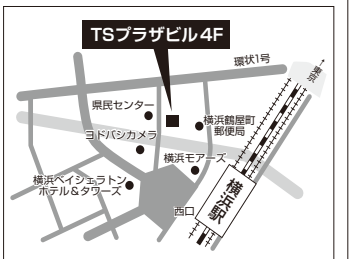
横浜弁護士会 横浜駅西口法律相談センター

電話/045-620-8300 予約受付時間/平日9:30~17:00

期間限定相談を実施しています。

☆賃貸住宅なんでも相談 (平成27年3月20日まで)
相談日:毎週金曜日 9:45~11:45 相談料:30分以内無料(予約制)

☆小規模な事業者の経営に関する法律相談
相談日:平成27年2月
毎週火曜日 17:00~19:00
第2、第4土曜日 10:00~12:00
13:00~15:00
相談料:30分以内無料(予約制)



★このほかに、総合相談、離婚、多重債務(無料)などの各種相談もご用意しております。